(e)　貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会及び適当な場合には他の場を通じて、企業の社会的責任を奨励し、並びにこの事項に関する見解及び情報を交換すること。これに関し、両締約国は、国際的に認められた関連する原則及び指針（千九百七十六年六月二十一日にＯＥＣＤによって採択されたＯＥＣＤの国際投資及び多国籍企業に関する宣言の一部を成すＯＥＣＤの多国籍企業のためのガイドライン及び千九百七十七年十一月にＩＬＯの理事会によって採択された多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言を含む。）の重要性を認識する。

第十六・六条　生物の多様性

1　各締約国は、自国が締結している関連する国際協定（特に、千九百九十二年六月五日にリオデジャネイロで作成された生物の多様性に関する条約及びその議定書並びに千九百七十三年三月三日にワシントンで作成された絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ＣＩＴＥＳ」という。）に従って生物の多様性の保全及び持続可能な利用を確保するに当たり、貿易及び投資の重要性及び役割を認識する。

2　このことの関連において、各締約国は、次のことを行う。

(a)　天然資源の持続可能な利用を通じて取得された物品であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献するものの貿易の重要性を考慮しつつ、当該物品の利用を奨励すること（ラベル等による表示に関する制度を通じて行うことを含む。）。

(b)　ＣＩＴＥＳに掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種及び適当な場合には他の絶滅のおそれのある種の違法な取引に対処するための効果的な措置（監視及び執行に関する措置並びに啓発活動等）を実施すること。

(c)　適当な場合には、1に規定する国際協定に基づいて採択された決定を実施すること（法令、戦略及び計画を通じて行うことを含む。）。

(d)　この条の規定に関連する事項（野生生物及び天然資源の加工品の貿易、生態系及びこれに関連して得られる利益の査定、地図の作成及び評価並びに遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を含む。）について、二国間及び多数国間の段階において他方の締約国と情報を交換し、及び協議すること。

第十六・七条　持続可能な森林経営並びに木材及び木材製品の貿易

1　両締約国は、森林の保全及び持続可能な森林経営を確保するに当たり、貿易及び投資の重要性及び役割を認識する。

2　このことの関連において、両締約国は、次のことを行う。

(a)　森林の保全及び持続可能な森林経営並びに伐採が行われた国の法令に従って伐採された木材及び木材製品の貿易を奨励すること。

(b)　違法伐採及び関連する貿易（適当な場合には、第三国との貿易を含む。）への対処に貢献すること。

(c)　森林の保全及び持続可能な森林経営並びに合法的に伐採された木材及び木材製品の貿易を促進し、並びに違法伐採に対処するため、二国間及び多数国間の段階において情報を交換し、及び経験を共有すること。

第十六・八条　漁業資源の貿易及び持続可能な利用並びに持続可能な養殖

1　両締約国は、漁業資源の保存並びに持続可能な利用及び管理を確保し、海洋生態系を保護し、並びに責任ある、かつ、持続可能な養殖を促進するに当たり、貿易及び投資の重要性及び役割を認識する。

2　このことの関連において、両締約国は、次のことを行う。

(a)　海洋法に関する国際連合条約、千九百九十三年十一月二十四日にローマで作成された保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定及び千九百九十五年八月四日にニューヨークで作成された分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定を遵守し、千九百九十五年十月三十一日に国際連合食糧農業機関の総会によって採択された責任ある漁業に関する行動規範の目的及び原則を達成するための措置をとり、国際的及び地域的な段階の双方において寄港国の措置の実施を奨励し、並びに適当な場合には、両締約国が締結している関連する国際協定を第三国が批准し、受諾し、若しくは承認し、又は当該国際協定に加入することを奨励すること。

(b)　両締約国が参加する適当な国際機関又は国際的な団体（地域的な漁業管理のための機関（以下「地域漁業管理機関」という。）を含む。）を通じ、適用可能な場合には地域漁業管理機関の決議、勧告又は措置に関する効果的な監視、規制又は取締り及び漁獲証明に関する制度の実施によって、漁業資源の保存及び持続可能な利用を促進すること。

(c)　違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（以下「ＩＵＵ漁業」という。）に関する自発的な情報の共有がＩＵＵ漁業の防止において両締約国が採用し、及び実施するそれぞれの効果的な手段の有効性を向上させることを認識しつつ、並びに漁業資源の持続可能な利用を活用するために主要な水産市場を有する地域漁業管理機関の加盟国が果たす重要な役割を強調しつつ、ＩＵＵ漁業に対処するためのそれぞれの効果的な手段を採用し、及び実施すること（法的文書並びに適当な場合には規制、監視及び取締り並びに能力の管理に関する措置を通じて行うことを含む。）。

(d)　持続可能な、かつ、責任ある養殖の経済上、社会上及び環境上の側面を考慮しつつ、当該養殖の発展を促進すること。

第十六・九条　科学的情報

両締約国は、環境又は労働条件を保護することを目的とする措置であって、貿易又は投資に影響を与える可能性があるものを立案し、及び実施するに当たり、利用可能な科学的及び技術的情報並びに適当な場合には関連する国際的な基準、指針又は勧告及び予防的な取組方法を考慮に入れる。

第十六・十条　透明性

各締約国は、自国の法令及び次章の規定に従い、この章の規定の目的を追求する一般に適用される措置が透明性のある態様で実施されること（公衆に対し意見を述べるための適当な機会及び十分な時間を提供すること並びに当該措置を公表することを通じて実施されることを含む。）を確保する。

第十六・十一条　持続可能性に対する影響の検討

両締約国は、それぞれの手続及び制度並びにこの協定に従って定められる手続及び制度を通じ、共同又は単独で、この協定の実施が持続可能な開発に及ぼす影響を検討し、監視し、及び評価することの重要性を認識する。

第十六・十二条　協力

両締約国は、この協定の目的を達成するために環境及び労働に関する政策の貿易及び投資に関連する側面について協力することの重要性を認識しつつ、特に次のことを行うことができる。

(a)　環境保護及び労働の分野において二国間又は多数国間の段階で協力すること（両締約国が参加する適当な国際機関又は国際的な団体を通じて協力することを含む。）。

(b)　両締約国によって実施される監視及び評価（例えば、欧州連合については、持続可能性に対する影響の評価）の結果を考慮しつつ、貿易と環境との間及び貿易と労働との間の相互の影響を評価すること並びに当該影響を増大させ、防止し、又は緩和する方法を特定することについて協力すること。

(c)　この協定に合致する態様で、環境に関する物品及びサービスの貿易及び投資を円滑にし、及び促進するために協力すること（情報の交換を通じて協力することを含む。）。